

消火器の準備等が義務化されます！

北十勝消防事務組合（音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町）の
火災予防条例の一部が平成26年8月1日より改正されます。



今回の改正は、祭礼、縁日、花火大会などの多数の者が集合する催し（以下「催し」という。）に際し、**対象火気器具等(※1)**を使用する場合に**消火器の準備**が義務付けられ、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は**消防署への届け出**が必要となります。また、屋外において**大規模な催し(※2)**の主催者に対し、事前に**火災予防上必要な業務の計画の作成**を義務付けるものです。

Q なぜ、条例改正が必要なの？

A 平成25年8月15日、京都府福知山市由良川河川敷にて、ガソリン携行缶からガソリンが噴出し、火気設備に爆発したことにより、死者3名、負傷者56名が発生した火災を踏まえ、来場者の生命、身体を守るため条例を改正するものです。

Q (※1) 対象火気器具等って、なに？

A 液体・固体・気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具のことです。

例：液体（ガソリン、灯油等）、固体（炭、薪等）、気体（プロパンガス等）を使用するコンロ、発電機、ストーブ等をいいます。

Q (※2) 大規模な催しって、どのくらいの規模？

A 一日当たりの人出予想が10万人以上で、露店等が50店以上出店する屋外催しを想定しています。

Q どんなイベントが該当しますか？

A 不特定多数の者の来場が予測される花火大会や盆踊り大会、神社の祭礼等の催しを対象とします。ただし、近親者によるバーベキュー、自治会、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある催しは**対象外**となります。

Q どのような消火器を用意するの？

A 原則、露店毎に業務用消火器4型以上を用意してください。

Q 誰が届け出をして、誰が消火器を用意するの？

A 「届出」も「消火器の用意」も、出店者・主催者及び関係者が行います。



開設の届出、お問い合わせ先

北十勝消防事務組合

音更消防署消防課予防係 ☎ 0155 (30) 3322

士幌消防署予防係 ☎ 01564 (5) 2323

上士幌消防署予防係 ☎ 01564 (2) 2519

鹿追消防署予防係 ☎ 0156 (66) 2201